

令和4年9月20日

特定のトランポリンパーク¹を中心に事故が続いています！
— 施設から注意をされなくても、宙返り等の危険な行為は止めましょう —
(消費者安全法第38条第1項に基づく注意喚起)

消費者庁では、令和2年12月以降、トランポリンパークでの事故について注意喚起を行ってききましたが、その後も、特定のトランポリンパークを中心に事故が発生しているため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項に基づき、注意を呼び掛けます。

トランポリンパークでは、体を動かして跳躍する楽しさから夢中になりがちですが、注意事項を守って正しく利用しないと、落下や転倒、衝突により骨折や神経損傷等の重大な事故につながるおそれがあります。

①遊ぶ時に注意すること

- ☑ 遊戯施設の利用規約や禁止事項をよく確認し、正しく使用しましょう。

以下の注意事項は、その施設で禁止事項とされていない場合でも、自身の安全を確保するため、必ず守りましょう。

- ☑ トランポリンを利用する際は、いきなり高く跳ぶことや、宙返りなどの危険な行為はやめましょう。
- ☑ 公式競技にも使用されるような、高く跳躍できるトランポリンを使用する際は、危険性を理解した上で、無理のない範囲で使用しましょう。
- ☑ 1つのトランポリンは1人ずつ使用しましょう。

②施設を選ぶときに注意すること

- ☑ 監視員が配置され、十分に監視をしているか確認しましょう。

¹ 本公表においては、大規模で複数のトランポリンが設置されている遊戯施設を「トランポリンパーク」といいます。

なお、消費者庁が、令和2年12月から令和4年8月31日までの間に消費者安全法に基づく通知²を受けて公表したトランポリンパークを利用中の事故22件のうち、約6割（14件）が、「てんとう虫パークBIGSTAGE河内長野店」（所在地：大阪府河内長野市原町四丁目2番3号）において発生したものでした。

消費者庁が同店で事故に遭った利用者に聞き取り調査を行ったところ、調査対象者の事故は、トランポリンや体操の経験のない利用者が宙返り等の危険な行為をしたことによるものや、競技用トランポリンで高く跳躍した際に空中でバランスを失ったことによるもの、1つのトランポリンで同時に複数人が跳躍したために予期した以上に高く跳躍することになって空中でバランスを失ったものなど、前述の注意事項に関連するものでした。同時に、宙返り等の危険性についての同店での説明は利用者にとって印象に残るものではなく、また、宙返り等の危険な行為をしても店側から止めるよう注意はなされず、利用者は、事実上、制約なく宙返り等の危険な行為を行っていたことが窺われました。

同店は、消費者庁に対し、許可なく宙返りをするを禁止し、係員による監視をしていると説明していますが、同店での事故件数や利用者からの聞き取り内容を踏まえると、実際には、禁止事項についての説明や、利用状況の監視等の事故防止の取組が、不十分であることが窺われました。

施設側が監視や注意をしていなかったとしても、自分の技量を過信して宙返り等の危険な行為をしないようにして下さい。

1 事故の件数

消費者庁が、令和2年12月の注意喚起から令和4年8月31日までの間に、消費者安全法に基づく通知を受けて公表したトランポリンパークを利用中の事故は22件です。

このうち14件が「てんとう虫パークBIGSTAGE河内長野店」を利用中に発生したものです。

2 事故の事例と問題点

消費者庁では、令和2年12月の注意喚起において、1つのトランポリンを複数人が同時に利用して利用者同士が衝突した事例や、前方宙返りの着地の際に右膝が右目のまぶたに当たり、眼球のくぼみ部分を骨折した事例などを御紹介しました。

² 通知件数には、みなし通知（消費者事故等の情報がPIO-NETに入力された場合等）の件数が含まれています（消費者安全法第12条4項、同法施行規則第9条6項）。

その後、「てんとう虫パークBIGSTAGE河内長野店」のトランポリンパークで生じた事故の通知が多数寄せられたため、消費者庁は、同施設を利用中に事故に遭った利用者に聞き取り調査を行いました。

その結果、利用者からは、以下の事例が確認されました。

(1) 前方宙返りをして隣のトランポリンに落下し、脳震とうを起こした事例

友人と一緒に後方宙返りや前方宙返り等をして遊んでいたところ、前方宙返りをした際に、誤って、隣にある傾斜のついた坂道状のトランポリンに落下した。その際に、左目の辺りを左膝に激しくぶつけてしまい、衝撃により脳震とうを起こして救急搬送され、入院した。トランポリンで遊んだのは事故の日が初めてだった。施設の入場時に、1枚の紙を示されてバク転等は禁止であるとの説明があったと思うが、自分も友人も、係員から宙返りを止めるよう注意されることはなかった。

(2) 後方宙返りをして腰から落下し、腰椎を圧迫骨折した事例

友人が後方宙返りをしていて、自分も同じ技に挑戦したくなり、ジャンプして後ろに回転しようとしたところ、回りきれずに背中からトランポリンの上に落ち、腰が勢いよく「く」の字に曲がって、腰の骨が折れてしまった。トランポリンで遊んだのは事故の日が初めてだった。施設に入場する際、ケガをしても自己責任である旨の紙にサインをした気がするが、バク転等が禁止されている旨の説明を受けた記憶はない。実際、自分たちが宙返りをしていても、係員から止めるよう注意されることはなかった。

(3) 前方宙返りをしてトランポリンの端に落下し、すねを骨折した事例

前方宙返りをした際、意図せずに前方へ跳ねてしまい、トランポリンの端の方に落下した。トランポリンの端の方は衝撃があまり吸収されず、トランポリンが変な沈み方をするため、着地の際に右足首に不自然な力がかかり、骨折した。宙返り等が禁止であるとの説明は受けておらず、係員から宙返りを止めるよう注意されている人は誰もいなかった。

(4) 高く飛び過ぎてバランスを失って落下し、左肘の骨が曲がってしまった事例

競技用トランポリンを使用して跳べる高さを競い合うインターネット上の動画を真似て同じトランポリンで高く跳ぼうとしたところ、予想以上に高く跳びすぎてしまい、空中でバランスを失って、手からトランポリンに落下した。その際、肘に強い力がかかり、左肘の骨が曲がってしまった。

(5) 1つのトランポリンで同時に跳躍したために過度に高く跳ねてしまい、バランスを失って背中から落下し、肩を脱臼骨折した事例

自分が利用中のトランポリンに友人がふざけて飛び込んできたため、2人分の体重でトランポリンが深く沈み込み、その反動で高く跳躍しすぎてしまった。そのせいで体勢を崩し、背中からトランポリンの上に落ちた。その際、肩をトランポリンの端の部分に打ち付けて、脱臼骨折した。

事故前にはトランポリンで宙返りをしていたが、係員からは何も注意を受けなかった。

消費者庁は、上述した令和2年の注意喚起のほかに、令和4年4月にも注意喚起を実施しており、本年4月の注意喚起の際には、トランポリンパークでは常時の安全監視が必要であることや、施設側は利用者に安全な利用法の事前説明を行い、注意を払っていなかったり、きちんと理解できているか疑わしい利用者には追加の事前説明を行うのが望ましいこと等を内容とする、システム安全工学の専門家のコメントを御紹介しています。

しかし、同店で事故に遭った利用者からの回答によれば、宙返りが禁止されているとの説明を受けたと明確に記憶している人は少数であり、前述のとおり、多くの利用者が、宙返りをしていても店側から止めるよう注意を受けることはなかったということでした。

そこで、消費者庁が、同店に、トランポリン施設の利用状況や、事故防止に向けた取組みについて聞き取り等を行ったところ、同店は、宙返り等の禁止事項を設け、係員による監視をする等、事故防止に向けて一定の取組をしていると説明しました。

しかし、利用者からの聞き取り結果や、同店での事故件数の多さに鑑みると、同店では、施設利用における禁止事項を利用者に認識させて守らせるまでには至っておらず、常時の安全監視も十分になされていないことが窺われます。

上で御紹介した、遊戯施設のトランポリンは、本来、安全な利用方法について利用者が施設側から事前に十分な説明を受けてよく理解した上、施設による常時の安全監視の下で利用されるべきものであるとする考えからは、同店の事故防止に向けた取組は十分なものとはいえず、同種又は類似の消費者事故等の発生又は拡大の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があるものと認められます。

3 トランポリンが設置されている遊戯施設を安全に利用するために

トランポリンは、安全な遊び方で正しく利用しないと、落下や転倒、衝突により骨折や神経損傷等の重大な事故につながるおそれがあります。

利用者の中には、他の人が宙返り等をしているのを見て、「自分もやってみたい」、「自分にも出来るのではないか」と安易に考えてしまう人がいます。

しかし、トランポリンや体操の経験がない人がトランポリンで安易に宙返り等を行うと、身体を適切にコントロールできずに落下するなどして、骨折や靭帯損傷等の大ケガをする危険があります。

また、周りに他の利用者がいて、周囲と十分な距離を保つことが困難な状況で安易に宙返り等を行うと、ケガをする危険性がさらに高まります。

そのため、利用者が多ければ多いほど、事故発生のリスクが大きいものといえます。

したがって、利用者の多い施設では、利用者が宙返り等をしないように、監視や注意をする体制を十分に整えることが必要です。

施設の利用規約や禁止事項をよく確認し、ルールを守って遊びましょう。特に、禁止事項とされていなくても、自身の安全を確保するため、以下の点は必ず守りましょう。

- ・ **トランポリンを初めて利用される方は、安定した姿勢で跳べる、低めの高さから徐々に体を慣らすようにしましょう。いきなり高く跳ぶことや、宙返りなどの危険な技はやめましょう。**

宙返りなどの技は、技術を持った指導者による監督下で安全を確保して練習するものです。周りの人や動画を見て、格好いい、簡単にできそうなどと思い、安易に挑戦することは絶対にやめましょう。

- ・ ジャンプの高さが高くなるほど、衝撃が大きくなり、転落や墜落によるケガの程度が重くなります。公式競技にも使用されるような、**高く跳躍できるトランポリンを使用する際は、危険性を理解した上で、無理のない範囲で使用しましょう。**
- ・ **1つのトランポリンは1人ずつ使用しましょう。**同時に2人以上で使用すると衝突するなどしてケガにつながる危険性があります。2人以上で跳躍した場合、それぞれの着地のタイミングによっては、1人で跳躍した場合よりも高く、速く跳んでしまうことがあります。
- ・ 複数のトランポリンが隣接している施設では、複数の利用者が近くで同時に遊んでいます。自分自身が安全に利用していても、**周りの人が危険な遊び方をしていると巻き添えでケガをしてしまうおそれもあります。**

施設を選ぶ際は、

- ・ トランポリンパークにおいては、**監視員が配置され、十分に監視をしているか**確認しましょう。

4 参考

消費者庁 「トランポリンパークでの事故が続いています！－施設の注意事項・禁止事項等をよく確認し、安全に遊ぶようにしましょう－」(令和4年4月26日公表)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_059/assets/consumer_safety_cms205_220426_01.pdf

消費者庁 国民生活センター 「遊戯施設におけるトランポリンでの事故にご注意ください！－骨折や、神経損傷等の重傷例も－」(令和2年12月9日公表)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_044/

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9202 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>